

現在学生で(学)の保険証をお持ちの方は更新手続きをお願いします!

国民健康保険は住民票のある市町村で加入しますが、学生の場合は保護者の世帯で加入できる特例措置を取っています。しかし、有効期限は3月31日までで、年度ごとに手続きが必要ですのでご注意ください。(学)被保険者証をお持ちの方、新たに申請なさる方は市民課国保年金係または白沢総合支所市民福祉課まで必ず届け出てください。



手続きに必要なもの

《手続きなさる方共通》

- ・ 該当者本人の国保の保険証
- ・ 世帯主の印鑑

■新たに(学)の保険証を申請する方

…(学)の保険証と差し替えます。
 現在本宮市の国民健康保険に加入中であり、進学のために他の市区町村に転出なさる方のみ該当となります。
 ・ 新住所の控え(届書に記入するため)
 ・ 合格通知書
 ・ 入学金を振込んだ領収書(入学の意思が確認できる書類)

～現在(学)の保険証をお持ちの方～

■進級が決定した方…新しい(学)の保険証と差し替えます。

- ・ 新学年の在学証明書(3月中に手続きする場合は成績証明書などで進級決定が確認できるもの)または学生証(有効期限がH26.4.1以降のものに限る)
- ・ 現住所の控え(届書に記入するため)

■本宮市に再転入予定の方…一般の保険証と差し替え致します。

- ・ 転入先住所の控え(届書に記入するため)

■社会保険などに加入予定の方…国保脱退の手続きをお願いします。

- ・ 他の健康保険に加入したことが分かる書類または新しい保険証(コピー可)

■現住所の控え(届書に記入するため)

■その他の方…お住まいの市区町村で国民健康保険加入となります。

- ・ 現住所の控え(届書に記入するため)
- ・ 届出者の本人確認書類(運転免許証など)

※本宮市国民健康保険脱退証明書を交付致します。

詳しくは・・・

市民課市民窓口係(内線123・124)
 国保年金係(内線125～127)
 ☎33-1111
 白沢総合支所市民福祉課市民窓口係
 ☎44-2114(直通)



転入・転出などの手続きはお早めに!



本宮に引っ越すけど、引越の日を過ぎたらどうしよう!



正しい届出をしましょう

正しい届出をしないと、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付が受けられません。

また、選挙ができなかったり、子どもの予防接種や、小中学校への入学手続きにも影響が出ます。住所が変わると、住所変更の届出のほかに、国民年金や児童手当などの手続きも必要になります。

■住民異動(転入・転出・転居・世帯主変更届)の届出人

住民異動の届出は、本人か同一世帯の方のみ可能です。それ以外の方が届出をする場合は、委任状が必要になります。

■本人確認書類が必要です

他人になりすまし、国民健康保険証や印鑑登録証などを不正に取得することを防ぐために、届出される方の本人確認が必要になります。運転免許証やパスポートなどの顔写真真付きの証明書をご持参ください。

■窓口の受付時間

午前8時30分から午後5時15分
 平日のみ(祝日を除く)

※毎週月曜日に、市役所市民課市民窓口係の窓口業務を午後7時まで延長していますが、延長した時間(午後5時15分～7時)では、各種住民異動の届出(転入・転出・転居・世帯主変更の届出など)の業務は取り扱っていませんのでご注意ください。

■これからの時期は大変込み合います

これからの異動の時期、週始めや金曜日、昼休みなどは大変込み合います。込み合う時間帯を避けるか、余裕を持ってご来庁ください。

届出の種類	届出期間	持参するもの
転入 (市内へ来られたとき)	転入した日から14日以内	・ 転出証明書 ・ 印鑑 ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証
転出 (市外へ出られたとき)	転出する前	・ 印鑑登録証 ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 住民基本台帳カードなど

引っ越しに関する届けや申請チェックリスト

- 国民健康保険の加入・喪失届
- 国民年金加入・喪失届
- 後期高齢者医療被保険者証の交付・返還
- 後期高齢者医療高額医療費申請
- 児童手当の認定申請・消滅届
- 子ども医療費受給資格登録申請・返還
- 所得証明書・納税証明書・課税証明書の交付
- 各種障がい者手帳の住所変更
- 転入転出に係る重度心身障がい者医療費受給資格の申請
- 水道の開閉栓の受付

